

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和6年8月21日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年8月23日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6四議第351号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ <input type="checkbox"/> 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ <input type="checkbox"/> ）	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和6年8月5日（月）		
				会議時間	8時55分～11時50分		
出席委員	委員長	広瀬正明		委員 上岡正			
	副委員長	澤良宜由美		委員 上岡真一			
	委員	川村一朗		欠席委員			
	委員	平野正					
その他							
執行部出席者	企画広報課長	武田安仁					
	企画広報課 施設活用推進室長	田邊秀樹					
	企画広報課 企画調整係長	田中佑典					
	総務課長	山崎寿幸					
	総務課長補佐	有光浩					
	財政課長	竹田哲也					
	財政課副参事 兼課長補佐（建築土木監理担当）	三戸俊彦					
	財政課長補佐 兼管財契約係長	上岡史卓					
事務局	事務局長	原憲一					
	総務係主幹	近藤由美					
記 録							
令和6年6月定例会において、継続審査となっている調査事項3件及び報告事項3件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査ア「大学誘致に係る補助金返還等に関する現在の状況について」企画広報課から説明を受け調査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

4月20日付けで法人に対し、交付決定の取消通知を送付し、その3日後に受領の連絡があり、学校法人の代理弁護士からの通知書を7月3日に受領した。この通知書には、市の補助金交付決定取消に対する法人側の見解が記載されており、受領後、弁護士と協議した上で、7月19日付けで、このことについて交渉していただく内容の委任契約を顧問弁護士と締結し、今後、学校法人側とのやりとりは、顧問弁護士を通じて行うこととした。これからの交渉等に向けて、今後、受領した通知書に対する市の見解をまとめ、弁護士を通じて、学校法人へ通知することとしている。

【質疑：上岡正委員】

- ①交付決定を取り消した理由について
- ②返還命令をいまだに出していない理由について

【答弁：武田企画広報課長】

①交付要綱と、交付決定通知書に付した交付条件を満たしていないということを理由に取消している。
②弁護士と相談し、1点は、返還命令書には納付期限を付さなければならず、法人側の補助金返還に係る見解を確認したうえで返還命令書を出すべきであろうという助言をいただいた。法人側の見解を確認するため待っていたところ、7月3日に受領した通知書に見解が示された。その内容の詳細はここでは言えないが、今後、返還命令書を出すことについて、回答書の提出と合わせて、返還命令書を出す時期も含め、弁護士と協議しているところである。

【質疑：上岡正委員】

今のところ、弁護士に相談している中で、返還命令の時期も含めた見通しは。

【答弁：武田企画広報課長】

現在、相手方の通知書に対する市の見解を、弁護士と市とで協議しながら作成しているが、いつどのような見通しは、今は確認できていない。

【質疑：上岡正委員】

市の見解はいつまでにまとめて、弁護士と相談するのか。

【答弁：武田企画広報課長】

市の見解をまとめることは、慎重に整理する必要もあり、短期間では困難であるが、今月中旬頃までにはまとめ、弁護士と協議する。

【質疑：上岡正委員】

返還命令を出さなければ、お金は、法人側にあるまま、市に戻ってこない。取消決定をしてもお金を実際に戻してもらうという行為に移せない。いつ見通しが立つのか。

相手方からの通知書の内容からして、素直に戻ってこないという見通しで、弁護士と委任契約を締結したのか。

【答弁：武田企画広報課長】

相手方からの通知書の内容の詳細はここでは控えるが、交付決定取消に対し、否定的であったことは間違いない。

市と弁護士は、出来るだけ早期に解決したいと考え、進めていくもので、返還命令についてもできるだけ早期にと考えている。

【質疑：上岡正委員】

相手方の通知書の内容には、全額は戻せないが、一部なら戻すというような内容か。

【答弁：武田企画広報課長】

通知書の内容は詳細にはここでは言えない。

【質疑：上岡正委員】

内容がわからなければ、調査にならない。

【答弁：武田企画広報課長】

弁護士にも、本日の委員会のことは伝えており、弁護士から内容は差し控えるべきとの助言をいただいている。

【質疑：上岡正委員】

弁護士とは、顧問弁護士のみか。

【答弁：武田企画広報課長】

顧問弁護士ともう一人の弁護士と連名である。

【質疑：川村一朗議員】

補助金交付から2年経ったが、進展が遅い。時効はあるのか。

【答弁：武田企画広報課長】

弁護士の見解では、時効は5年と聞いている。

【質疑：上岡正委員】

時効は、返還命令を出せば止まるのではないかと私は考えるが、返還命令をしないままでは、時効になり兼ねないので、ここでお願いをしておきたい。私は、行政として返還命令を出すべきと考えている。返還命令を出すことを、両弁護士に行政側から言っていただきたい。

－小休－

－正会－

【答弁：武田企画広報課長】

返還命令を出す時期や内容は、現在整理している。返還命令を出す時期について、現段階では、しかるべき時期としか言えない。交渉していくことになろうかと思うので、そこは、市としては、基本的に弁護士に一任するというので、今、協議している。

【質疑：上岡正委員】

全てを任せるのか。

【答弁：武田企画広報課長】

法的、専門的分野においては、一任するが、その判断をしていただくに当たっての市としての考えは、当然、弁護士から都度求められると思うので、市の考えも示しながら、弁護士のほうで交渉を進めていただく形になると思う。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項調査「市が発注する建築物に係る業者選定の考え方及びプロポーザル方式により業者選定する場合の事務手続について」財政課から説明を受け調査を行った。

【説明：竹田財政課長】

工事に関して

多くが指名競争入札を行っており、指名競争入札をする場合は、四万十市指名競争入札指名事務取扱要領第2条に基づき、指名をしようとする者は、別表に掲げる建設工事別に工事の請負対象額に応じて、それぞれの等級に属する者の中から指名することとなっている。別表では、工事ごとに金額と業者数を定めている。また、同条ただし書きにある四万十市指名競争入札指名基準要綱第8条では、当該入札に係る技術的適性及び次に掲げる事項（7項目）を総合的に勘案し、直近の上位及び下位の等級に属する者の中から指名することができると規定しており、先ほどの金額ごとの指名業者数での考え方に加え、このことも勘案し指名することになっている。

大規模工事等でJV・共同企業体で行う場合には、四万十市建設工事共同企業体取扱要領で、対象工事は第5条に、土木一式工事では概ね3億円以上を目安に行うことができるという形になっている。

工事については、こういった基準に基づいて行っている。

【質疑：上岡正委員】

市内業者で、A級、B級、C級それぞれ何社あるか。

【答弁：竹田財政課長】

土木 A：13 B：17 C：18 建築 A：7 B：7 C：7
水道 A：7 B：25 電気 A：6 B：7

【質疑：上岡正委員】

A・B・Cと等級があるが、「ただし書き」もあり、非常にあいまい。

例えば、昨年度、水道工事の全ての指名競争入札において、A級7社全てを指名しているのか。6社の場合もあるのか、又は、B級から数社もってきて8社以上指名しているものもあったのか。どういう指名の仕方をしているのか。電気も。

【答弁：上岡財政課長補佐兼管財契約係長】

令和5年度については、電気工事は2件あり、2件ともA級だったため、A級6社を指名。水道工事は16件あり、内訳はすぐには分からないが、A級の場合にはA級7社で指名している。また、B級の場合は、B級の中で完工高があり、本市の指定給水装置工事事業者である6社が指名の対象になっている。

【質疑：上岡正委員】

電気工事も水道工事も、A級であればA級の全て同じ業者が入札に入る。これは、先ほど課長から説明があったように、A級だけでなく、たまにはB級から数社指名しても構わないのではないかと、逆に、B級の工事でもA級を数社指名して競争入札する等、そのような形で、同じ業者ばかりで指名競争入札を行わないようにしてはどうかと考える。長年同じ業者で指名競争入札をしていると談合の懸念もある。現状で、実態として自由な競争になっているのか。市としてそういった考えはないか。

【答弁：竹田財政課長】

ランク付けをしているので、難しいのではないかと考える。

－小休－

－正会－

【答弁：竹田財政課長】

談合防止の観点で、B級をA級の工事の指名競争入札に入れるような考えはない。

【意見：上岡正委員】

出来るだけ多くの業者で入札すれば金額が下がること、また、毎回同じ業者でやっていると言合の可能性も出てくるのではないかと懸念する。この2点から、そういった指名競争入札のあり方についてお願いしておく。

【意見：川村一朗委員】

前年度に、いくら以上の工事をした実績というのが、指名する1つの条件になっているのではないかとと思うが、それがあると、例えばC級の業者は、ずっと小さな金額の工事しか取れない。もちろん、技術者が何人以上とかそういった決まりは守りつつ、そういったことがクリアされているのであれば、下級から上級の工事への指名ということも考えていただかないと、A級B級C級がずっと固定化されてしまうという心配をする。こういう観点から、私は、可能な工事については、下級の事業者も上級の工事へ指名することも検討していただきたいと思う。

【説明：竹田財政課長】

プロポーザル方式について

四万十市プロポーザル実施ガイドライン第4条に、プロポーザル方式を採用できる業務等は、価格のみによる競争では、候補者を選定することが適さないと認められる業務ということで、具体的には1～3に記載しているようなものを考えており、所管課で指名競争入札でなく、提案をいただいて業者を選定したいという考えがあれば、まずは所管課で整理する。その上で、財政課に相談があり、場合によっては、市長、副市長に相談することもあると思う。

その予定価格が1,000万円以上の場合は、競争入札参加資格等審査会でプロポーザルにすべきかどうか審議し、可決となれば、審査委員会の設置要綱を制定し、審査会を開くこととなる。審査会が立ち上がれば、審査会で実際に提案を受け、審査という形になる。

建築コンサル委託業務契約状況

R3年度 契約件数7件（指名競争入札6件、随契1件）

R4年度 契約件数19件（指名競争入札10件、随契9件（うち、プロポ2件））

R5年度 契約件数6件（指名競争入札3件、随契3件）

※随契は、プロポの他、概ね工事監理業務であり、あとは、少額随契、不落随契等。

【質疑：上岡正委員】

（仮称）京都看護大学関係の工事監理業務について、業者はどこだったのか。また、施工業者には賠償金を支払っているが、工事監理業務のほうはどうなっているのか。

【答弁：竹田財政課長】

アルファ設計が行っており、業務があったところまでの出来高で支払っているため、賠償金は支払っていない。

※他に質疑なく終了

－小休－

－正会－

■次に、令和6年6月定例会より継続の陳情受理番号第1号「公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書」について審査を行った。

6月24日の委員会において、「執行部の意見を聞く必要がある内容であり、この場で結論を出すのは難しい」との理由で、全会一致で継続審査とすることに決したものであることから、執行部からの意見を求めた。

【執行部意見：竹田財政課長】

建築コンサル業務の発注では、まずは、市内業者の育成と地域産業の維持の観点から、市内業者でできないかを念頭に置いて発注方法を検討しているため、多くの場合、市内業者を中心とした指名競争入札としている。一方で、具同保育所や東山小学校の改築の設計業務においては、諸課題解決のため、価格のみの競争入札は適しない、高度な知識と豊富な実績を必要とする業務ということで、広く参加者を募り、様々な提案をしていただき、よりよい業者を選定するというプロポーザル方式を採用した。

国土交通省では、平成3年3月の建築審査会において、官公庁の設計業務委託方式のあり方について、官公庁施設は国民共有の資産としての質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要であるという答申を受け、一定額以上の事案について、プロポーザル方式を採用している。

令和3年8月30日付、総務省、文部科学省、国土交通省の連名の通知では、学校施設の設計において、豊かで魅力ある学校施設を整備するためには設計段階における創意工夫も重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討されたいと自治体に要請があった。

さらに、日本建築士事務所協会連合会・高知県建築士事務所協会、こちらは、市内の建築事務所も会員になっていると思うが、その協会からの公共事業の設計等の発注についての要望書では、建築物の設計、工事監理業務の設計者選定に際しては、品確法等の趣旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ、技術的能力、提案能力などを参考にしたプロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを原則とし、その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力控えるよう入札方式に偏らない選定を要望するといった要望書も受けている。

市としましては、このように、国の動きや国からの要請、建築士事務所団体からの要望に応えるという点においても、必要な場合にはプロポーザル方式を採用したいと考えている。そういったことから、今回の陳情書の内容は、相反する内容であること及び説明のとおり全てのコンサル業務を市内業者又は市内業者を頭に置いたJVへの指名競争入札にしてほしいという内容については、市としては受け入れがたいものと考えている。

－小休－

－正会－

【意見：平野委員】

本陳情書は、執行部の説明にあった高知県建築士事務所協会の幡多支部から出てきているもので、上部組織である高知県建築士事務所協会の要望内容を否定している内容となっている。国の通知等とも相反する内容となっていることから、私は不採択と考える。

【意見：上岡正委員】

たまたま、具同保育所、東山小学校、消防と、立て続けになったことがこの陳情書が出された一因であると考え。地元優先というのは皆同じ気持ちであると考え。不採択としてしまうのはいかがかと思う。趣旨はわかるということで、趣旨採択ではどうか。

【意見：川村一朗委員】

プロポーザル方式で業者選定を行うと、全国的に大きな会社のほうが、経験や知識、デザイン性等、視野が広く、地元業者ではどうしてもかなわない部分が多く見えてくるのではないかと思う。全てを地元業者にとというのも行き過ぎとを感じるが、思いはわかるので、趣旨採択が良いのではと考える。

【意見：上岡真一委員】

これまで、趣旨採択が多くなされてきている。陳情者の気持ちはわかるが、白黒つけるとなれば、不採択ということに自分としては思う。

—小休—

—正会—

挙手採決の結果、不採択とすべきものと決した。

■次に、所管事項の報告ア「市制施行20周年記念事業について」総務課から報告を受けた。

【説明：山崎総務課長】

令和7年4月10日で市制施行20周年を迎えるに当たり、20周年記念事業を開催したいと考えている。既に庁内で市制施行20周年記念事業庁内推進委員会を設置し、計画案策定に取り組んでいる。市制施行20周年記念式典は、令和7年4月10日午前10時より、しまんとぴあでの開催を予定。出席者は前回の10周年記念事業と同規模程度で、市内外の行政関係者、市関係者等800人程度への案内を予定している。概要については、市民表彰、記念映像の放映、市内団体等によるアトラクション等を考えている。その他、令和7年度中に行う事業の中で市の主催等による記念事業、市の主催等以外で各団体が令和7年度中に実施する事業について、本年10月から冠事業の募集を開始したいと考えている。市民の皆さんに20周年を盛り上げていただくものとして企画していきたいと考えている。

次に、市民提案型事業の募集ということで、市民の皆さんの20周年に向けた機運向上等を目的に、市内の組織又は団体等を対象に、市民の方々が主体となって実施する事業の実施に関する経費の補助制度を創設し、本年10月から募集を開始したいと考えている。現在検討している補助の概要は、補助率3/4程度、補助上限は30万円、予算額は30万円×6件で180万円程度を想定。応募多数の場合は庁内の推進委員会で選定したいと考えている。補助対象事業の要件は、20周年の機運を盛り上げることを条件として選定していきたいと考えている。

【質疑：上岡正委員】

市長選挙関連の日程との調整等は。

【答弁：山崎総務課長】

今後、調整する。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告イ「産業祭の実施年度の変更について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：武田企画広報課長】

本来、令和6年度は中村地域で開催する予定であったが、来年度、四万十市制施行20周年ということで、それに合わせ、中村地域と西土佐地域とが合同で、20周年事業として開催する予定として準備を進めている。産業祭は、どちらの地域も実行委員会が実施主体であり、両実行委員会に諮ったところ、それぞれ了承いただいた。

【質疑：上岡正委員】

楽しみにしている市民もいる。今年度は今年度で予定どおり開催し、来年度は来年度で、説明のあったように開催してはどうか。

【答弁：武田企画広報課長】

今年も来年もとなると、財源的な問題もあり、それであれば、この20周年ということを契機として、盛大に、両地域が一緒になってやってみるのは初めての試みにもなるのでそういうことにも期待している。

もう一点は、あくまでも実施主体は実行委員会であり、実行委員会に諮った結果であることもご理解いただきたい。

【意見：上岡正委員】

当初予算計上時にはそのようなことは考えなかったのか。3月に当初予算を審議し、議会として通している。たった数か月でやる、やらないが変わって、そのような執行をしていただきたくない。

【意見：上岡真一委員】

実際に動くのは実行委員会なので、実行委員会が動きやすい体制でやるのが良い。今回はいたしかたないと考える。

【説明：武田企画広報課長】

なお、両地域で一緒に開催することが決まっているのは来年度のみで、その後は、どうなるかわからない。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ウ「大学誘致事業断念に係る検証結果の報告について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：武田企画広報課長】

1 認可がおりていない中で、補助金を出した理由について

大学の施設整備は、認可を得るための要件として、開設時までに学部等の設置に必要となる校舎の基準面積の40%を整備しておくという条件があり、それに向け令和4年4月から中医学研究所の改修工事に着手した。そういう中で、学校法人が事業完了前に生じる経費の支払いを円滑に行うため、補助金交付規則に基づき、あくまで概算払いという形で支出したものである。4月と8月に分けて交付したが、この概算払いの時点における「認可がおりてない中で」という考え方については、この交付の要件については、概算払い時点において判断するものではなく、事業完了後、補助金額を決定する際の条件であり、あくまでも支払いしているのは概算払いの位置付けであったため、概算払いを行った行為については、事務処理上問題ないと認識している。

2 令和4年9月定例会開会日（9月5日）に先議を依頼した理由について

基準面積の40%の整備が必要という状況の中で早急に工事に着手する必要がある。当該契約議案に係る工事の工期は180日間としており、定例会閉会日の9月20日以降の着手になると適正工期を確保できない恐れがあり、開会日の9月5日に先議により議決をお願いした。

3 2,000万円の賠償金の妥当性について

今回の賠償額のうち、主なものは、施工業者が工事中断により想定していた利益を得られなかった「逸失利益」であり、その額を算出する場合の利益率は、工事内容や事業の規模、業者の施工体制等により、変わるものであると理解している。そういうこともあり、算定に当たっては、協議を行いながら、また、その内容を弁護士にも相談しながら定めた金額であり、妥当な金額と判断している。

4 生徒確保の見通しについて、市は、「確保できる」としていたが、大学が提出した認可申請に対し、令和5年10月、文科省から、「長期的かつ安定的な学生の確保が認められる具体的説明がない」との理由から、認可申請の取下げ又は不認可とするとの回答があったとお聞きしているが、生徒確保に対する市と、大学側及び文科省との認識の食い違いについて、市としてどのように捉え、どのように検証しているか。

文科省への届出及び許認可申請等は、大学設置者である学校法人が行うもので、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることを十分に説明できる根拠を示し、学校法人側がそういった根拠を示した上で責任を持って認可を受けなければならないと考えていた。

学校法人の学生確保の考え方は、併願校の1つとして考えたいという回答を含めたニーズ調査の結果、定員の3倍以上の方から「受験したい」との回答を得たこともあり、その調査結果等から、学生確保の見通しはあり、許認可申請に係る要件を満たすと学校法人としては認識していたものと判断している。

その学校法人が、いろいろと手続きを行った中で、学校法人の経験に基づく認識や判断基準と、審査会が求める判断基準との認識に食い違いがあったことは、間違いのない事実である。

市の認識は、学校法人との役割分担として、学生確保、認可は、学校法人が責任を持って行うものと認識しており、それまで、都度、学生確保の見通しについて、学校法人から説明を受けており、認可についても受けるだろうと説明を受けていた。そういったことと全国的な動き、京都看護大学の動向等を踏まえ、学生確保については問題ないという考えであった。

まず、学校法人側の判断基準と審査会の判断基準が食い違っていたこと、そして、市は、学校法人側の判断基準で見通しを立てていたというところである。

5 大学に対する信用調査は十分行われていたか。

具体的な詳しい信用調査と言われるものは行ってない。これまで公表されていた財務諸表等で実態を把握し、関係法人の有岡で運営する学校法人育英館の経営状況、また、今後の収支計画の見通し等を作成していただいた上で、それらを踏まえ、運営主体として問題ないと判断していた。

6 事業費のうち、国からの補助を除く部分については、ふるさと納税を充てることとしていたが、結果として市単独で支出している。このことによって、他の事業に影響は無かったのか。

結果的に一般財源で支出したが、他の事業を中止、縮小する等の影響は出ていない。

7 政策決定のあり方について、問題は無かったのか。政策決定に至る協議や出発の時点において、大学誘致の必要性についてボタンの掛け違いのようなことはなかったのか。

市の施策として、長年、その必要性を重視し目標としてきた事業であり、それに向けた、さまざまな政策決定、協議のプロセスとしては、平成30年9月25日の政策会議を皮切りに、11月には市議会教育民生常任委員会で行行政視察を兼ねて京都看護大学との意見交換を行い、その後、政策会議を行って一定方向性を確認した後、幡多医師会、県関係課、知事等と意見交換を重ねながら、大学設置の可能性を探り、最終的には令和2年1月に下田地区での大学設置を決定し、その後、1月下旬から、議会の各会派、地区、教育委員、PTA等への説明を経て、3月には保護者に大学誘致構想について説明を行っている。

結果として、反対看板の設置等想定していなかった反対活動と言われるものも実際にあったが、進め方としては、庁内会議、関係機関、議会、地元等への説明、また、情報共有をしながら進めてきたという認識である。

8 生徒募集等、大学側に一任していたことについて、適正であったか。

認可申請と同様、生徒募集等について、基本的には学校法人の責任において取り組むという認識のもと事業を進めてきた。学校法人としては、認可事務手続もそうだが、これまでの実績で専門的な知識を有しており、こういった生徒募集活動を行うこと等の専門的な知見のもと、募集活動を行うことについては、事業を効率的に進めるためにも適正であったと判断している。

しかしながら、全て一任というわけではなく、市としても、幡多各市町村を訪問し、各市町村のホームページや広報、高等学校等への願書の配付依頼や医療機関等への実習生受入れの交渉、また、大学設置に向けての進捗情報を市のホームページで情報提供する等、そういった情報発信等を市も行いながら、役割分担の中で連携した取組として行ってきたと認識している。

【意見：上岡正委員】

生徒確保について

市は、生徒確保に係る調査の費用として180万円を大学側に出しているが、なぜ市単独でもしなかったのか。新聞紙上では、私立大学が600ほどある中で、半分以上が定員割れとなっているとある。議会では、何人もの議員が、一般質問あるいは委員会での質疑により、特に生徒確保について大丈夫か確認してきたが、その都度、執行部側の答弁は「大丈夫」という内容であった。

また、市長は一般質問に対し、認可されなかったのは、文科省が認可しなかったことがおかしいと答弁している。

私は、専門学校の時の40人で、大学の認可がいただければ、専門学校を大学に格上げすることには賛成だった。40人で。あの場所で。しかし、80人になり、それでは生徒が集まらないという考えだったため、私は、基本的に意見が合わなかった。結果的に悪い方向に行った。

先議について

先議がなかったら、出来高払いも少なく、材料も早く止められていたのにと残念という気持ちが残るので、先議についても、どういう考えだったのか、たださなくてはならないと思った。私は、先議をしなかった場合には、結果的にどうだったかということを書き報告書に書いてほしかった。先議をしなかった理由（工期が足りない）は分かっているが、先議を求めた結果、市の支出が何千万もなかった。先議について、私は反対したが、賛成の議員が多かった。議会も賛成したこともあったので、全部が執行部の責任とは言わない。

検証結果報告書について

この報告書は、なぜこのようなことが起こったか、また、どこに問題があったかということが書かれていない。今後、二度とこのようなことが起きないように、まずかった部分について、もっと検証してほしい。市民の方が見ても、何が問題でこのような事態になったのか分からないと思う。

【質疑：上岡正委員】

2,000万円の損害賠償について、施工監理業務のほうはなぜ損害賠償の支払いがないのか。

【答弁：武田企画広報課長】

請求されるかどうかについて、業者と協議し、請求されなかった。

※他に質疑なく終了

■次に、その他に移り、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管外視察については、岡山県奈義町の少子化対策等への取組を軸として11月に行う予定とし、詳細については、正副委員長に一任することに決した。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。